

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	3	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>（1）特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （2）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制）</p> <p>（1）オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 <p>※取得価額が2,000万円以上（中小企業者の場合1,000万円以上）であることが要件</p> <p>（2）雇用促進税制</p> <p>①地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者（注）※1人あたり</p> <p>（ア）無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ⇒1人あたり60万円 （法人全体の雇用者増加率が5%未満（移転型）又は8%未満（拡充型）の場合：30万円）</p> <p>（イ）新規雇用者数から（ア）の数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 （法人全体の雇用者増加率が5%未満（移転型）又は8%未満（拡充型）の場合：20万円）</p> <p>（ウ）特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 （法人全体の雇用者増加率が5%未満（移転型）又は8%未満（拡充型）の場合：20万円）</p> <p>（注）ただし、法人全体の増加雇用者数を上限</p> <p>②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（移転型事業のみ） 特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円※の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。 ※準地方活力向上地域内の場合は20万円</p> <p>・ 特例措置の内容 東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。</p>		
関係条文	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二		
減収見込額	[初年度] 精査中 (1900)	[平年度] 精査中 (1900)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] -		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国では、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も平成 20 年をピークに減少局面に入っている。また、平成 29 年には 22 年連続で東京圏が人口転入超過を記録する等、東京一極集中の傾向が継続している。特に、若年層が地方から東京圏へ転出(東京圏への人口転出数は、15 歳から 19 歳が 2 万 6 千人、20 歳から 24 歳が 7 万人)しており、その結果、地方の高齢化の加速により地方人口の再生産能力が低下し、地域経済の基盤がさらに弱体化するという悪循環現象が生じている。</p> <p>これは、地方において就職時期を控えた若年層の雇用や魅力ある「しごと」が不足していること、仕事と家庭生活(子育て・介護等)の両立や女性活躍の環境が整っていないとみられていること等が原因であると考えられる。経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速化させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高いことから、地方において良質な雇用の場を確保し、特に若年層の東京圏への人口流出に歯止めをかけ、地域経済の生産性・付加価値の向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、地方において魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所等の地方への移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことによって、地方において良質な雇用の場を確保し、東京一極集中の流れを止める必要がある。また、東京一極集中の流れを止めるためには、大都市圏居住者の地方への移住促進を加速させるとともに、特に東京圏への流入が著しい若年層や女性が産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることも重要である。</p> <p>こうした中、平成 27 年 8 月に創設された本税制は、平成 28 年度に雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充、平成 29 年度にはオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、平成 30 年度には支援対象外地域の見直し等を行い、企業に地方拠点強化の促進を促してきたところであるが、依然として東京圏が人口転入超過を記録する等、東京一極集中は継続している。</p> <p>このため、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針)において、東京から地方への企業の本社機能移転等の促進を図ること、及び平成 30 年 7 月 12 日に都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部にて決定された「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」においても、本社機能の移転等の促進の強化を図ることとされていることを踏まえ、本制度の拡充を行うもの。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進
	政策の達成目標	平成 27 年 8 月から平成 32 年までの約 5 年間で、 ・ 本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を 4 万人増加 ・ 雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 32 年 3 月
	同上の期間中の達成目標	平成 27 年 8 月から平成 32 年までの約 5 年間で、 ・ 本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を 4 万人増加 ・ 雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加
	政策目標の達成状況	地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定状況(平成 30 年 6 月末) ・ 認定事業件数 238 件 ・ 雇用創出人数 10,918 人
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	— <税制適用が少ないが本制度を存置させる理由> 平成 30 年 6 月末までに企業の整備計画が 238 件認定されており、これらの企業においては税制を活用する前提で認定を取得しており、今後も更に税制を活用する企業数が増加することが見込まれる。
	ページ	3 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【平成27年度】 ○オフィス減税 ①適用事業者数：4件 ②損金算入額：300,897千円 ③減収額：79,363千円 ○雇用促進税制 ①適用事業者数：7件 ②減収額：3,778千円 ※平成27年度「租税特別措置の適用実態調査」</p> <p>【平成28年度】 ○オフィス減税 ①適用事業者数：20件 ②損金算入額：137,268千円 ③減収額：1,550,067千円 ○雇用促進税制 ①適用事業者数：5件 ②減収額：4,891千円 ※平成28年度「租税特別措置の適用実態調査」</p> <p>【平成29年度】 ○オフィス減税 ①適用事業者数：34件 ②損金算入額：178千円 ③減収額：1,395,000千円 ※実績調査アンケートを基に作成 ○雇用促進税制 ①適用事業者数：6件 ②減収額：20,900千円(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><オフィス減税> (特別償却) ①適用総額の種類：道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②適用実績16,351千円 (税額控除) ①適用総額の種類：道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②適用実績：1,379千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成27年から平成32年までの5年間において、 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化件数を7,500件増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p style="text-align: right;">ページ 3 - 4</p>	

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成27年度税制改正 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省の3府省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日に成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正 地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所用の調整措置を講ずる旨を、内閣府で要望。</p> <p>○平成29年度税制改正要望 設備投資減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%（平成27、28年度と同水準）とし、質の高い雇用に対する優遇の拡充等、UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の特例の拡充を要望。</p> <p>○平成30年度税制改正要望 適用期間の2年間の延長とともに、支援対象地域に近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加。加えて、認定時の要件を雇用者数10人（中小5人）からそれぞれ5人（2人）とする要件の緩和等を要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>3 — 5</p>